

## 新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たに「地域型保育」ができました。





小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、 園により午後や土曜日、夏休みなどの 長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行う施設

#### 0~2±v

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

家庭で保育のできない保護者。 ▶06ページ参照

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、

#### 3~5±w

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする 場合は夕方までの保育を実施。

園により延長保育も実施。

利用できる保護者制限なし。



- 3~5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく 教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、 通いなれた園を継続して利用できます。
- 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、 子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。





### 就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、 家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

# **NEW**

地域型保育

0~2さい



## 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0~2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、

家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。



#### 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、 少人数(定員5人以下)を 対象にきめ細かな保育を行います。

### 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、 従業員の子どもと地域の子どもを 一緒に保育します。

### 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、 家庭的保育に近い雰囲気のもと、 きめ細かな保育を行います。

### 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが 必要な場合や、施設が無くなった地域で 保育を維持する必要がある場合などに、 保護者の自宅で1対1で保育を行います。